

「お米引換券」よくある質問と回答

令和8年1月7日時点

No.	質問	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・お米引換券は、いつ届きますか？ ・友人は届いたが、自分はいつ届きますか？ 	1月7日追記 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月中にお手元に届くよう配送作業が完了しました。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・お米引換券が届かない。 ・配送状況を確認したい。 	1月7日追記 <ul style="list-style-type: none"> ・配送状況を確認いたしますので、市役所にご連絡ください。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうパック不在連絡票の保管期限が過ぎてしまったがどうなるか。 	1月7日追記 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所でお米引換券を保管しておりますので順次、簡易書留で対象者に再送いたします。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所へ直接引換券を取りに行けますか？ 	1月7日追記 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所で直接お渡しできるかどうかを確認いたしますので、来庁前に一度市役所にご連絡ください。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・配送方法を教えてください。 ・不在で受け取れなかつた場合はどうなりますか？ 	1月7日追記 <ul style="list-style-type: none"> ・一度もお手元に届いていない方 住所変更の手続きをお済ではない等の理由により、配達が困難ですので、市役所窓口でお渡しいたします。 ・ゆうパック不在連絡票の保管期限が過ぎてしまった方 簡易書留で再送いたします。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・引換券に記載されている名前や世帯員数に誤りがあった場合、どうすれば良いですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・誤りがあった場合は、お手数ですが、市役所にご連絡ください。 ・氏名、ご住所などを調査し、市の名簿や必要に応じて郵便局と協議のうえ、回答いたします。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力を理由に避難している場合も対象となりますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる場合がありますので、市役所にご連絡ください。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日（12/1）以降に転入・出生した場合も対象になりますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日以降に転入・出生した人であっても、対象になる場合がありますので、市役所にご連絡ください。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・引換券を使用する本人が、基準日（12/1）以降に死亡した場合はどうなりますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日以降から引換券を配付するまでの間に亡くなられた方は対象外となります。 ・ただし、既に引換券が配付された後に亡くなられた場合はその家族に限り、使用することができます。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・お米引換券の使用期限はいつまでですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年3月31日（火）までです。 ・使用期限を過ぎた引換券はご利用できませんので、ご注意ください。

No.	質問	回答
11	・お米引換券は何に使えますか？	・お米（精米、玄米、もち米）の購入のみに使用できます。 ・他の食料品や商品、現金、金券、不動産等の購入には使用できません。
12	・引換券は家族以外の人も使用できますか？ ・自分は使わないので、知人に渡してもいいですか？	・引換券は、対象本人または家族に限り利用できます。 ・知人等への譲渡や販売はご遠慮ください。
13	・引換券は取扱店以外でも使用できますか？ ・例えば、農家から直接購入したお米にも使えますか？	・市に登録された取扱店舗でのみ使用できます。
14	・4,000円未満のお米を買ったとき、おつりは出ますか？	・商品価格が引換券の額に満たない場合でもおつりは出ません。 ・引換券の額以上の商品を購入する場合は、差額分を別途お支払いください。
15	・引換券を紛失したり、破いてしまったりした場合、再発行してもらえますか？	・紛失、盗難、破損等の事故があった場合でも、原則として再発行は行いませんが、やむを得ない事情がある場合は市役所にご相談ください。
16	・なぜお米以外には使えないのですか？	・昨今の物価高騰により食費の負担が大きくなっている状況を踏まえ、皆様の生活安定を図るため、食費の負担をいち早く軽減することを目的としています。 ・また、日本の食文化の要であるお米を安心して食べていただくために、お米に特化した支援を実施することといたしました。
17	・全国共通の「お米券」などにはできないのですか？	・留萌市内の消費に繋がりやすい仕組みとして作成したもので、経済的、かつ速やかに世帯の支援を実現する方法としてこの方式を採用しました。
18	・引換券の取扱店舗はどこですか？ ・また、今後増える予定はありますか？	・ホームページに記載している最新の店舗情報をご確認ください。 ・なお、取扱店舗の募集は継続しているため、今後増える可能性はあります。
19	・引換券の額面（金額）はいくらですか？ ・また、切り離して使えますか？	・一人あたり4,000円（A4サイズ）です。 ・ご本人が切り取りいただくことで、2,000円単位で使うことも可能です。
20	・お米とそれ以外の商品を一緒に買っても問題ないですか？	・レジでのスムーズな処理と誤精算防止のため、お米とそれ以外の一般商品とは、お会計を分けてご精算ください。 ・ 詳細は、各店舗へご確認ください。